船橋市創業支援資金 市外申込者の納税に係る誓約書

船橋市長あて

私は、船橋市中小企業融資制度資金の申込みをするにあたり、船橋市中小企業融資規則第3条第2項第2号が規定する創業支援資金を受ける納税要件について、現年度及び過年度の滞納がないことを誓約します。

	年	月	日		
			申込人 住所		
			氏名		(FI)
			記		
申込力	、名(法 <i>)</i>	(名):			
由込金	≥ 落			Щ	

船橋市中小企業融資規則第3条第2項

「創業支援資金の融資を受けることのできる創業者及び新規中小企業者は、次に掲げる要件を備えた者でなければならない。」 同項第2号

「市区町村税の滞納がないこと。」

注意 市区町村税を分納にて納付している場合・・・分納は「納付方法の変更」であるため、本来の納期限を越えて未納となっている市税については滞納とみなします。